

(様式第 2 号)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	廃棄物減量推進課
委託業務名	一般廃棄物（大型ごみ等）収集運搬業務委託
委託業務場所	大津市内一円
概要	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物（大型ごみの全量、指定袋ごみ、家電リサイクル法の対象となる家電製品）を生活環境の保全上支障が生じないうちに戸別収集し、これを運搬する。
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
契約金額	76,329,000 円（年間予定額）
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津一丁目 4 番 3 1 号 〔名称〕 大津市再生資源回収事業協同組合
契約相手方の選定理由	<p>大津市再生資源回収事業協同組合は、再生資源となる廃棄物の処理を業とする事業者によって設立された組合法人であり、家庭から排出される不用物の適正な処理に必要な知識・経験を有する者を構成員としている。さらに、長年にわたり大型ごみ等（一般廃棄物）の収集運搬業務を受託しており、業務遂行状況は良好で、豊かな実務経験を有していることに加え、市域内の地理にも精通しているなど、効率的に年間を通じて業務を履行できる資力、信用、技術、経験等を有する唯一の相手方であるため、随意契約を結ぶものとする。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、市は、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに法に定める処理基準に従って処理を行い、適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有している。業務の確実な履行のためには、適正な事業運営が継続的かつ安定的に確保されるように考慮することが必要である（平成 26 年 10 月 8 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。</p> <p>市町村が行うとされる一般廃棄物の処理は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる（平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判例）。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその

(様式第 2 号)

	他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
--	---------------------------------

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。